

Title	ケネーにおける「価値」と「剰余価値」
Sub Title	《Valeur》 et 《Plus-value》 chez François quesnay
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.5 (1981. 10) ,p.465(47)- 479(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19811001-0047
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19811001-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ケネーにおける「価値」と「剰余価値」

小池基之

1. 問題開示
2. 「自然からの無償の贈物」
3. 「純収益」の価値論

1. 問題開示

ケネーは「生産的支出」なる概念を規定するに当って、富の創出 (génération) と富の附加 (addition) とを厳密に区別し、前者のみを以て、「富の現実の生産」 (une production réelle de richesses) としていることは、すでにあきらかなところである。⁽¹⁾ここに「現実の」というのは、繰返すまでもないことであろうが、それが厳格に物理的なものとしてとらえられているということであって、このことはケネーが1766年「農業・商業および財政雑誌」(Journal de l'Agriculture, du Commerce et des Finances) 11月号に発表した『H氏とN氏との第2対話』(Second Dialogue entre Mr. H. et Mr. N.) のなかでのべたつぎのような規定に明白であるごとくである。すなわち、「ここで市民の総階級を区別する根拠となっている生産、あるいは再生 (régénération) なる観念は、日常の言葉で使われている漠然とした表現とはもはや合致しないほど、厳密に実在性 (la réalité) に限定された、物質的な領域に局限されているのである。まことに、混乱した、不明確な観念をあらわすにすぎない言葉に従うということは、自然的秩序に属するものではない、表現は厳密に現実⁽²⁾に即した区別にもとづいて、自然的秩序の正確な認識に従うべきである。」

このように、「富の現実の生産」、「富の創出」が物理的にとらえられているということは、「生産的」という概念がまず「超過生産物」の生産として、すなわちその生産に投ぜられた「労働」の支出=生活資料を償ってなお余りあるものを生産するというかたちで、とらえられているので、「富の附加」が、生活資料を消費した生産者による原料の形態変化以上に何ものも新たに生産すること

註(1) 拙稿『ケネー「経済表」における基礎範疇—「経済表」分析(その1)—』「大阪学院大学商経論叢」第6巻第1号(1980年4月)3頁, 同第6巻第3号(1980年10月)44頁。

(2) François Quesnay, *Second Dialogue entre Mr. H. et Mr. N. Pour servir de suite à celui qui a été inséré dans le Journal de Juin. Sur les véritables propriétés du Commerce et de l'Industrie.* Journal de l'Agriculture, du Commerce et des Finances, Nov. 1766, pp. 56-57.

がないというのと、対比されていわれているのである。それは、直接的には、労働者によって消費された使用価値を超えて生産された、使用価値の超過分として把握されるところに、その具体的な検証がもとめられ、したがって、使用価値視点なるものが強調されるのであるが、ケネー自身は、一方で、「富」は生産物それ自体ではなく、それが人間に必要な限りにおいて、それが売買される限りにおいて、「富」であるとしているのである。収入を形成するものは単に生産物の量ではなく、それが評価される価格である。そして「富の附加」をいう場合でも、その生産物が原料の形態変化にすぎないということよりも、むしろその価格は原料の価格に生産者の生活資料の価格がつけ加わったにすぎないという点が問題とされているのである。

ケネーは1757年11月に公にした『穀物論』（*Grains*）の末尾に附された「経済的統治の準則」（*Maximes de Gouvernement économique*）の第1に、つぎのようにのべている。「工業の労働は富を増殖（*multiplier*）しない。農業の労働は経費を補償し、農業労働に支払をし、農業経営者に利得を得させ、しかもそのうえにそれは土地の収入を生産する。工業の加工品を購入するものは諸経費を支払い、労働に支払をし、商人の利得を支払うが、この加工品はそれ以上に何らの収入を生産することはない。……かくて、工業の加工品には富の増殖はない。この加工品の価値はその労働者が消費する生活資料の価値が増す（*augmenter*）だけであるからである。⁽⁴⁾」

また前掲1766年11月の『H氏とN氏との第2対話』において、つぎのようにのべている。「経済秩序の算定に当って計算に入ってくる支出の価値に関しては、とにかく工匠と耕作者を比較することはできるが、その労働の成果に関しては、工匠と耕作者は比較しえない。この差異はきわめて明瞭で、工匠の加工品が必要とする支出と土地耕作労働の支出とにおける節約の結果についてのあなたの反論を打ち消してしまうために、更に敷衍してのべる必要もない位である。労働の支出は加工品の価格を決定し、そして工匠の競争はその加工品の価値に制限を加える。繰返していうが、それは土地生産物（*production de la terre*）の価格についても同様であるというわけではない。土地生産物の価格は耕作の支出に依存するばかりでなく、その売上価値（*valeur vénale*）を支えうる多くの他の諸原因、とくに耕作経費における節約に依存している。更にこの節約は、それが生産物（*production*）を減少させたとしたら、その価格を引き上げたかもしれない。一方では、労働者のより大きな競争がその加工品の価格を引き下げ、またこの競争は工匠の状態にかかわりをもってくる。こちらでは、買手のより大きな競争が土地生産物の価格を引き上げ、そしてこの買手の競争は

註(3) F. Quesnay, *Hommes*, publié par Etienne Bauer, *Revue d' Histoire des Doctrines Économiques et Sociales*, 1908. N° 1, p. 34. また「収入を形成するのは単に生産物ではない。」「事実、生産物が極めて豊富であっても、収入を生じないことがありうる。」（*ibid.*）また前掲拙稿「大阪学院大学商経論叢」第6巻第2号（1980年7月）16頁参照。

(4) F. Quesnay, *Grains (Economie politique)*, *Encyclopédie, ou Dictionnaire raisonné des Sciences, des Arts et des Métiers*, par une Société de Gens de Lettres. Tome VII, 1757, p. 826.

かれらの需要にもとづくところであって、その需要はしばしばこの生産物を上廻るのである。したがってあなたは、あなたがおこなった土地耕作の支出における節約の結果と工匠の加工品の労働における節約の結果——それは工匠の労働の支出における節約に応じて、これら加工品の売上価値を現実に減少させることになるのだが——との比較からして、土地耕作の支出の節約の結果は、この生産物がより少ない富をあらわすことになるだろうとは、いえないことになる。⁽⁵⁾

ここでは工匠の労働の生産物は支出に値するだけであるのに、耕作者の労働の生産物の「売上価値」は支出をこえており、工匠の労働における節約がその生産物の価格の引き下げとなってあらわれるのに対して、土地耕作における支出の節約は、「売上価値」を支える諸原因と相まって、「純収益」の増加をもたらすことが指摘されているのである。とくにこのなかで、労働者の労賃は絶えずその生活資料の価格にまで引き下げられる傾向にあること、また土地生産物は、それに対する需要がつねに充分に存在するので、その価格は「剰余」を実現するような水準に維持されていること、この二点が示唆されていることを注意していいであろう。

『経済表』を挿んで、その前後に公刊されたこの二つの論文からの引用の示すところは、ケネー自身における「生産的」・「不生産的」なる概念が、もはや使用価値の、単に「超過生産物」の問題ではなく、「剰余価値」の創出にかかわる問題であり、それ以外の問題とされているのではないことの挙証として十分であろう。まことに、たとえば「富の附加」(addition de richesses) という場合をとりあげてみても、それは「価値」の次元でしか問題としないことはあきらかであって、ここで考察の対象とされている、「附加」されるものは貨幣で表現された等質化された「富」以外のものではありえない。そしてこの点からするならば、工匠の生産物の価格は、「基本価格」(prix fondamental)、すなわち生産費を実現するだけであって、原料の価値に付け加うるに生産者によって消費される生活資料の価値がそれを決定する。かくてここではその生産物を富たらしむべき「売上価値」(valeur vénale)は「基本価格」に等しい。この限りにおいてここには「純収益」(produit net)は存在しない。これに対して「富の創出」⁽⁶⁾をいう場合には、その「基本価格」をこえる「売上価値」の超過分が問題とされているのである。この限りにおいて、「純収益」はこの差額として把握される。もっとも、ケネーは、「人間論」(Hommes)においては、現実の課税(impositions)や

註(5) *Second Dialogue*, op. cit., pp. 103-105. この箇所はのちに1767年デュ・ポン編の『フィジオクラシー』(*Physiocratie, ou Constitution Naturelle du Gouvernement le plus avantageux au Genre Humain*. Recueil publié par Du Pont)に収録されるに当たって、若干書き改められている。すなわち、「工匠の競争はその加工品の価値に制限を加える」とあるのはデュ・ポン版では「工匠の競争はその労働の支出に制限を加える」と改められており、また、「更にこの節約は、それが生産物(production)を減少させたとしたら……」以下は、つぎのように書き改められている。「工匠の労働の生産物(produit)は支出に値するだけである。それ以上に経費がかかれば、損失が生ずることになるであろう。耕作者の労働の生産物(produit)は支出をこえている。これが超過すること多ければ多いほど有利であり、国民の富裕を増進する。」(Du Pont, *Physiocratie*……Tome II. *Discussions et Développement sur quelques-unes des Nations de l'Economie Politique pour servir de suite au Recueil intitulé Physiocratie*. A Yverdon, 1768, p. 209.)

借地料 (fermages) は「経費」として、必要な「支出」として計上されなければならないので、「基本価格」にはこれらが含まれなければならないと、書いてある。⁽⁷⁾これは個別的な農耕者の立場からする発言というべきであろう。しかし同時に、他方で、「収入」は生産物が「基本価格」以上に売られることによって実現するのであって、その生産物が十分な「利得」を得るに足るだけ高く売られるとするならば、それは「良価」(bon prix) であるとしていることも、すでにあきらかなところである。このような点を考慮するならば、「純収益」(すなわちケネーにおいて唯一の「剰余価値」とされるもの) は、ケネーにあっては、基本的に、「基本価格」をこえる「売上価値」の超過分としてとらえられているとみてもいいであろう。繰返していえば、ケネーが「富の増殖」(multiplier) という場合には、厳密な意味の「経費」としての価格が付け加わる、したがってその価格が増す (augmenter) というのではなくて、「売上価値」がその「基本価格」以上に出ることによって、収入＝「純収益」がそこに生ずるといことなのである。工匠の事実上の「利得」(gains) はその生活維持のための、生活資料に対する支出として、労賃に等置されて、⁽⁸⁾ここでは「経費」として計上されているのである。したがって工匠における富の結合＝附加は「基本価格」すなわち生産費の実現以外の何ものでもない。

農業生産においては、「富の現実の生産」、「富の真の生産の实在」として、農耕者の生活資料をこえる物量の生産、使用価値の増大が、直接的に、みられるところから、それは「生産的」であるとされ、そこからケネーにおける「生産的」なる概念規定の背後に使用価値視点がきわ立って見えるのであるが、「純収益」そのものは「売上価値」と「基本価格」との差額として把握されているので、しかも「超過生産物」が農耕者の生活資料をこえるものであるところから、農耕者の「利

註(6) Jean Cartelier, *Surproduit et Reproduction. La formation de l'économie politique classique*. Presses Universitaires de Grenoble, 1976, pp. 51-52. なおジャン・モリニエは、「生産的労働」を規定するに当たってケネーは「量における生産」(production en quantité)と「貨幣価値における生産」(production en valeur monétaire)なる二つの概念を用いているとし、「後者は、ケネーにあっては、量における生産の観念が貨幣面に投影したものにはかならない、何故ならば、《現実的》表現における分析が、かれにおいては、貨幣的表現における分析を規定するからである。生産的労働者は、したがって、とりわけ量における生産という見地からする生産的労働者ということになる」とのべている。そして農業労働者、《量に》における生産的労働者は《貨幣的価値に》においても生産的であるが、「工業労働者についてみれば、《量に》においては生産的ではないが、「かれが変形する生産物 (produits) の売上価値を増加する (accroître) することは疑いのないところである。ケネーはいう、『その労働がその加工品の原料の価値を増す (augmenter) ことになるのだから、工匠によってつくられた加工品の原料への富の附加 (addition) が存在することを、私は否定しない。』だからこれらの労働者は貨幣価値での総生産という見地からすれば生産的である」とモリニエはいうのである。(Jean Molinier, *Le système de comptabilité nationale de François Quesnay*, Institut National d'Études Démographiques, François Quenay et La Physioeratie, Tome 1. 1958, p. 79. pp. 80-81.) しかし、工匠の加工品の「売上価値」は原料の価値に労働者の生活資料の価値が付け加えられることによって「増加する」(angmenter) だけなので、それは「基本価格」の構成部分にほかならず、「基本価格」以上に何ものも付け加えるものではない。そのかぎり、ケネーの見解からすれば、「貨幣価値」の視点からしてもそれを「生産的」とすることはできないというべきであろう。因みに、ここにモリニエによって利用されたケネーの文章は「H氏とN氏との第2対話」のなかの一節 (*Second Dialogue*, op. cit., p. 59) である。

(7) *Hommes*, op. cit., pp. 61-62.

(8) 前掲拙稿「大阪学院大学商経論叢」第6巻第2号(1980年7月)25頁以下参照。

得」はここでもその生活資料に対する支出＝「経費」として「基本価格」の構成成分とされ、したがってそれをこえる「純収益」が唯一の「剰余価値」とされることになる。農業における「超過生産物」の現実の生産は、それに対する物質的基礎をあたえる剰余生産物として設定されているのである。

しかし、一般的にいえば、「超過生産物」はひとり農業生産においてのみ見られるものではないこと、ケネー理論の展開からしても否定することはできないように思われるし、さらにまた、農業に限定してみられる「売上価値」の「基本価格」をこえる超過分はどのようにして形成されるかも、改めて問わなければならない問題とわかっていよう。

2. 「自然からの無償の贈物」

ケネーは前掲『H氏とN氏との第2対話』においてつぎのようにのべている。「労働する人々は皆生存するために消費する。しかしこの消費というのは生活資料の消耗である。そこでそれを再生させなければならない。ところで、それを、ただかれが消耗した生活資料ばかりでなく、他のすべての消費者が消耗したそれをも、再生させるのは耕作者の労働である。これに反して工匠の労働は、⁽⁹⁾ 耕作者の労働によって再生する生活資料の消費に参加する権利をかれに得させるにすぎない。」

然りとすするならば、この「権利」はどのようにして得られるのであろうか。これは工匠によって生産された加工品を販売する以外にはない。そして同時に他方では、生活資料の生産者としての自分自身を維持し再生産するために必要な生活資料の生産が、かれらの労働力の全部を消費してしまわないようになっているのである。そのためには農業労働が直面する「自然の豊度」がその一つの基礎をなし、限界をなすであろうし、また農業労働の社会的生産力の発展がもう一つの基礎をなし、限界をなすであろう。農業労働は農業剰余労働、したがってまた農業剰余生産物が可能であるように十分生産的になっていなければならない、というのは、農業労働の自然発生的な生産性こそが、⁽¹⁰⁾ すべての剰余労働の基礎であるからである。そして当面の問題に関していえば、ここでは、農業労働の社会的生産力の発展が、社会全体のために、したがってすべての非農業労働者を含めて、それに必要な生活資料を生産するのに十分であるということ、したがって農業者と工業者との間に社会的分業が可能となっているということが、その工匠の「権利」の背後に見出されなければならない。したがって、社会的分業の発達にともなって、製造業においても、農業におけると等しく、労働者がかれら自身に必要とする以上に「剰余労働」をおこなって、「超過生産物」をつくりだしていることは贅言を要しないところであろう。ただ「製造業では一般に労働者が、直接に、かれの生活資

註(9) *Second Dialogue*, op. cit., pp. 101-102.

(10) Karl Marx, *Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie*. Bd. III, besorgt vom M-E-L Institut, 1934, SS. 684-685.

料を生産することも、またかれの生活資料をこえる超過分を生産することもみられない。その過程は購買と販売によって、流通のいろいろな行為によって、媒介されている。農業ではそれは労働者によって消費された使用価値をこえて消費された使用価値の超過分に、直接に、あらわれており、したがって価値一般の分析がなくても、価値の性質に関する明確な理解がなくても把握されう(11)る。」

このようにして、工匠の労働力はその加工品の販売を通じてたえず再生産され、それが消費した価値はたえず補填されることとなる。そのかぎりにおいて、絶対的にいえば、その労働は生産的であるというべきであろうが、ケネーの理解にしたがえば、工匠の「利得」としてそこに付け加えられたものは「労賃」部分にすぎず、また一方フェルミエの獲得する「利潤」は直接に生活資料という形態をとっていて、その限りで、その「超過分」のみが「剰余生産物」＝「剰余価値」として把握されることになっているのが、ケネーの、「純収益」に対する理解の仕方であった。

このように考えることができるとするならば、ケネーが唯一の「剰余価値」、すなわち「純収益」の基礎とするこの「超過分」はどのようにして生みだされるのであろうか。

ケネーは、土地を、「生産」の本源的要因として設定する。たとえば、差当り『穀物論』のなかから、つぎのような指摘を引き出すことができる。

「シュリー氏 (M. de Sully) の見解のすぐれていることはいくら賞讃してもしすぎることはない。この偉大な宰相は王国の経済統治の真の原則を理解し、国王の富、国力、人民の幸福を土地の収入のうえに、すなわち農業のうえに、また土地生産物の外国貿易のうえに、打ち立てた。」(12)

「土地は単にそれを耕作する人々を養うのみならず、国家に最大限の献納金を用立て、聖職者のために十分の一税を、土地所有者に収入 (revenus) を、フェルミエに利潤 (profits) を、耕作に雇われる人々に利得 (gains) を生産するものである。」(13)

「収入は土地と人間の生産物 (produit) である。人間の労働なくしては、土地は何の価値もない。」(14)

ケネーは、農業労働をそれが「純収益」を生むが故に「生産的」と規定するのであるが、それは労働が土地から、そしてそこからのみ、「超過生産物」をひきだすからであるというのである。この「超過生産物」、あるいは「純収益」の物質的基礎をなす剰余生産物が土地に投ぜられた労働からのみ生ずるとなす根拠は、その実証的精神にもとづいて、土地はそこに投下された労働を養ってなお余りあるものを生ずるといふ現実の事実⁽¹⁵⁾にそれをおいているのである。このうえに立って、「純収益」はまさに、「土地の贈物 (dons de la terre) から引きだされる利潤」にほかならないとされる。ただ、ケネーはこの極めて要約的な一言を掲げているに止まり、その展開は専らケネーの同調者の仕事であった。たとえば、その念入りな展開をわれわれはミラポールの著述のなかにみること

註 (11) dito, *Theorien über den Mehrwert*, 1 Teil. Dietz Verlag, 1956, S. 12.

(12) *Grains*, op. cit., p. 820.

(13), (14) *ibid.*, p. 821.

ができる。

「それ〔農業〕は母なる職業 (la profession mère) であり、自然から真に讃美され大切にされた唯一のものである。というのは、そこでなされた数日の辛苦の報償として、自然はまるまる何箇月もその仕事のために働いてくれる唯一のものであるからである。」⁽¹⁶⁾

「まず最初に認識すべきことは、農業は一人の労働者が、他の多くの人々に、かれらが他の職業に従事しうるように、生活資料を供給するただ一つの製造業 (l'unique manufacture) であるということであり、それは自然が日夜を問わず、それぞれの働く目的に向かって行動しようとして決意した人々が休んでいる時でさえ、そのかわりに働く唯一のものであるということである。」⁽¹⁷⁾

「農業、(それは) 神の創始にかかる製造業 (une manufacture d'institution divine) であり、ここでは工場主は、あらゆる財貨、あらゆる富の生産者そのものたる、自然の創造主を協力者として、創造主がその創始以来農業に恵みあたえた生産的な、活力に溢れた活動は、他のすべての人間労働をさしおいて、農業に豊饒を保証する。」⁽¹⁸⁾

これら「土地の贈物」は「自然」が無償でこれを生み出すものなるが故に、なんらの費用も要しないものであり、したがってその「基本価格」に何もかも付け加えるものではないけれども、「売上価値」をもつことにはなんの変りもない。かくて、そこに「純収益」が生み出され、しかもそれは「土地の贈物」なるが故に、土地所有者に帰属する。⁽¹⁹⁾「純収益」の論理は一応このように辿るこ

註(15) *Questions intéressantes sur la Population, l'Agriculture et le Commerce, Proposées aux Académies et autres Sociétés sçavantes des Provinces.* Victor Riquetli, marqui de Mirabeau, L'Ami des Hommes. Suite de la Quatrième Partie, 1759. p. 349. この質問表は編者の緒言 (Avertissement) によれば「二人の著者の考え」によるものであるとされている。(ibid., p. 245.) この「二人」については、デュボンがその『文献略述』(Notice Abrégée des différents Ecrits modernes qui ont concouru en France à former la Science de l'économie politique) につきのように書いていっている。「この巻〔人間の友〕第4部」は『地方のアカデミー並びにその他の学会に提示された、人口・農業および商業に関する注目すべき質問』で終っている。この質問は、人間の友がその著作に載せるべきだと考えたのであって、ケネー氏とマリヴェル氏 (M. de Marivelt) によって作成されたものであった。(Ephémérides du citoyen, ou Bibliothèque Raisonnée des Sciences Morales et Politiques, 1769, Tome Premier, p. xxxviii.)

(16) *Precis de l'Organisation; ou Mémoire sur les Etats Provinciaux.* L'Ami des Hommes, Quatrième Partie, 1759, p. 89.

(17) *Mémoire sur l'Agriculture.* ibid., Cinquième Partie, 1760, p. 23.

(18) Mirabeau, *Philosophie Rurale, ou Economie Générale et Politique de l'Agriculture, réduite à l'ordre immuable des Loix physiques et morales, qui assurent la prospérité des Empires*, Tome III. Amsterdam, 1764, p. 98.

(19) 以上の論理は直ちにアダム・スミス (Adam Smith) の次の章句を想起させるであろう。「農業においてはまた自然も人間とともに労働する。そしてその労働はなんらの費用も要しないものではあるけれども、その生産物が価値をもつことは、最も費用のかかる職工と同じである。」「そこで、農業に使用される労働者および役畜は、製造業の職工の如く、かれら自身が消費したものに等しい価値、あるいはかれらを雇用する資本およびその所有者に利潤の価値を再生産させるのみならず、はるかに大きい価値を再生産させるのである。すなわち、農業者の資本およびそのすべての利潤以上に、これらのものは規則正しく、地主の地代を再生産させる。この地代は地主が農業者にその使用を貸し与えているこれら自然力の生産物とみなさるべきものである。」(Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, II. Vol. 1. Oxford 1976, pp. 363-364.) ただここでは、当然のことながら、地代は剰余価値のうち平均利潤をこえる部分として理解されている。

とができる。

しかしながら、農業においてその労働の生産力を高める要因とされた「自然力」の充用は、製造業においても同じように生産条件として充用することができる。たとえば水力の利用にみられるごとくである。ただ、農業においては、資本によって再生産しえない、土地乃至は土地に付着している、独占しうる自然力が、一般的生産条件となっているのである。

そこで、このような、「自然からの無償の贈物」という生産条件の設定は、「純収益」を農業においてのみ一般的に生み出すという機構を解明するに当たって、どのように位置づけられることになるであろうか。

もともと、農業にむけられた労働にせよ、製造業にむけられた労働にせよ、一般的抽象的労働としては、その間に、なんの変りもない。そこに「自然力」が働いて、労働の生産力を上昇させたとしても、それは単にその商品の個別的費用価格を引き下げるように作用するだけである。この個別的費用価格の引き下げは、費用のかからない、その生産に労働の加わらない自然的生産要因によって、生産手段に、あるいはまた労働力に、よりすくなく支払えばいいということから生ずることもあるし、また自然力の充用によって、同一労働量でより大きな使用価値が生産されるということから生ずることもあるであろうが、いずれにしても、ここに充用される労働の個別の生産力は、自然力が利用されない経営における労働のそれに較べてより大きく、したがってそれは個別的費用価格を、またその生産価格を引き下げる。それは、この生産部面での資本の平均的条件のもとでの、その商品に平均的に費される費用価格によって、したがってまた市場調節的生産価格によって規制されるこの生産物の市場価格との差額を拡大し、その差額に等しい超過利潤を生み出すことになるであろう。この差額たる超過利潤の限界をなすものは、一方で個別的費用価格、したがって個別の生産価格であり、他方で一般的生産価格である。すでに明らかであるように、ここではすでに剰余価値の転化形態たる平均利潤が前提とされているのである。そして自然力の充用はこの平均利潤からの偏差を生ぜしめる要因として作用しているのである。もっとも、一般的な自然力が労働者の生活資料の生産に必要な労働量に作用してその価格を引き下げ、剰余価値を、したがって一般的利潤率を引き上げることもありうる。ただ、ここで問題としている自然力は、つねに土地または土地に付着している、独占される自然力であって、この事情こそが一般的利潤率からの偏差をもたらしたのである。⁽²⁰⁾そしてこのような自然力が当該生産部面の一般的生産条件として参加するということは、そこにおける価値法則の貫徹の仕方を規定し、それぞれの土地（＝自然力）がそこに投下される労働の生産力を上昇させる程度に応じて、すなわちその個別的費用価格を引き下げる程度に応じて、超過利潤をあげることになるであろう。

以上においてあきらかなことは、第1に、土地あるいは土地に付着する、独占しうる自然力を生

註(20) Marx, *Das Kapital*, Bd. III. a. a. O., SS. 691ff.

産条件としてもつという事は、「超過生産物」一般をつくり出す要因というよりは、「超過生産物」相互間の差異を生ぜしめる要因として作用するという事であり、第2に、それが一般的生産条件となっている場合には、そこにおける価値法則の貫徹の仕方を規制するという事である。

さきに『H氏とN氏との第2対話』からの引用において、ケネーが、「土地耕作の支出の節約」が「純収益」の増加につながると主張しているのは、このかぎりでは、費用価格の引き下げによる「超過利潤」の増大を指摘するものと理解される。そして、ケネーにあっては、すでにあきらかなごとく、フェルミエとして立ちあらわれる農耕者は、農業労働者を雇用し、自らは「利潤」を獲得するであろうけれども、それは事実上生活資料への支出に還元されて「経費」として「基本価格」のなかに組み入れられるものと観念されてしまうので、このような点からすれば、農耕者はその生産物によって再生産され維持される労賃稼得者たること、工匠と相等しいとされることになっている⁽²¹⁾。そこで、「剰余価値」はこの「経費」としての生活資料への支出をこえる「超過分」とされることになる。しかしながら、以上の論理展開からするかぎり、「純収益」は、「利潤」範疇未成立のもとで、フェルミエの生活費を「経費」に組み入れたうえでの個別的费用価格の、ケネーの用語を以てするならば個別の「基本価格」の、相互間の差額としてしか把握されない。しかもここで個別の「基本価格」を問題とするとしても、それと市場価格を規制する「売上価値」との関係をあきらかにする理論はここには見出せない。[もっとも、ケネーにおいては、当該市場の需要をまかなう限界地における生産物の個別的费用価格を根底においた生産価格が市場調節的機能を果たすという理論は、なお形成されていないので、差額地代概念も、その理論も、存在しないのである。]

元来、ケネーにおいては、土地生産物の「売上価値」はつねに「基本価格」をこえるものとされていて、「純収益」は単なる超過利潤ではなく、一般的次元における問題として、「基本価格」をこえる「売上価値」の超過分として、把握されているのである。

ケネーは農業において生み出される「純収益」について、たとえば『フェルミエ論』(Fermiers)あるいは『穀物論』において、詳細に検討しているところであるが、それはこれらの「純収益」が土地の肥沃度、経営規模、土地の利用形態、耕作方法の如何等々によるところであるとするもので

註(21) なおAnne-Robert-Jacques Turgot, *Réflexions sur la formation et la distribution des richesses*, 1766, §11, §16, §17 を参照せよ。「土地はこれを耕作する土地所有者にかれの生活資料や、交換によってかれの他の必要品を獲得するのみならず、なお多くの余剰をもたらすのであるから、かれはこの余剰を以て人に賃金を支払い自己の土地を耕作させることができた。」「耕作者と工匠の二階級は多くの点で互いに類似しているが、特にこれら二階級を構成するものが何の収入も有せず、ともに土地生産物からかれらに支払われる、賃金によって生活するという点において、そうである。かれらがその労働および前払の価格を稼ぐにすぎないという点でなお更共通の類似性をとっており、この価格はどちらの階級にも殆んど同一である。」「しかしこの二種の労働の間にはつぎのような相違がある。すなわち、耕作者の労働はかれ自身の賃金を生産し、そのほかに工匠およびその他の被雇用階級全体に対する賃金支払に用いられる収入を生産する。これに対し工匠は単にかれらの賃金、すなわちかれらの労働と交換に土地生産物のうちのかれらの分け前を受けるにすぎず、それ以上如何なる収入も生産しないのである。土地所有者の所有するものは耕作者の労働によるもの以外にはない。土地所有者は耕作者から自分の生活資料と他の被雇用者の労働に対して支払うに必要なものを受けとる。土地所有者は物理的秩序の必然性によって耕作者を必要とする。なぜなら、この物理的秩序のために、土地は労働なしには何も産出しないからである。」

あって、このような諸条件のもとで、たとえ設備により多くの経費を要し、またより多くの労働力が投下されたとしても、それによって獲得される生産物の増加はその「経費」を相対的に引き下げ、かくて「経費」の増加を越える「総収益」の増加がみられ、したがって「純収益」の増大がもたらされているとするのである。ただ上掲の論文では「純収益」(produit net)は「地主純収入」・「農耕者の利得」・「タイユ」に分割されるという形をとっており、「経済表」において「農耕者の利得」が「年前払利子」にその一部をうつして、上の分割部分からは姿を消し、「純収益」は「地主純収入」・「租税」・「十分の一税」に分割されているのと相違している。⁽²²⁾ いずれにしても、ここで問題とされているところは、たとえばフェルミエとメテイエとの間の、あるいは潤沢な「前払」を準備しうる富裕なフェルミエと十分な装備を持ちえない貧困なフェルミエとの間の「総収益」の差であって、いわば前者が後者に比してどれほど大きな「純収益」をあげうるかに関するところであった。そして良耕を以ておこなわれる経営、乃至はその技術水準が普遍的になるとすれば、それに従ってその個別的「基本価格」相互間の差は漸次縮小し、その差額は結局は純粋に生産条件としての土地に由来するところ限定されるにいたるであろう。しかしケネーが「純収益」を問題にするときには、それはもはやここにみいだされるような単なる「超過利潤」ではなく、——もちろんここでは「利潤」が範疇として成立しているわけではなく、したがって平均利潤率も形成されていないのであるから、「超過利潤」は「純収益」またはその一部としてあらわれるのではあるけれども——農業における「純収益」一般であって、その根拠を農業においてのみ生ずるとされる「超過生産物」におき、そのために「基本価格」をこえる「売上価値」が形成されるとしたのであった。

しかしながら、土地または土地に付着する自然力が生産条件として充用されることによって作りだされる「超過生産物」は、「基本価格」をこえる「売上価値」の超過分を説明するための根拠たりえないこと、すでにあきらかなところであろう。それは「純収益」を合理化するための、一つの幻想にすぎない。したがって、——「剰余価値」をいうときその物質的基礎としての「剰余生産物」の存在は当然に前提されているところなのであって、——ここで問題とされなければならないのは、そこに見出される価値法則の貫徹の仕方だけである。

3. 「純収益」の価値論

ケネーは前掲『H氏とN氏との第2対話』のなかでつぎのようにのべている。「かくて耕作者が作りだす再生産物は二つの部分に、すなわちかれ自身の生活資料のためのものと、この生活資料を超過するところのものに、区別すべきであるということがわかる。そこから、再生産総額を損なうことなく、第1の部分を引きつめるとするならば、それだけ第2の部分が増加する。たとえば再

註(22) 前掲拙稿、「大阪学院大学商経論叢」第6巻第1号(1980年4月)8頁,14頁参照。

生産額を20, 耕作者の支出を10とすれば, 超過分は10, もしも支出を8にきりつめるとすれば, 超過分は12となるだろう。生産物の価格は, 耕作者の経費とはかかわりなく, その量と購買者の競争によって規制される。購買者の需要は再生産の総量をつねに上廻っている。⁽²³⁾

すなわち, 農業生産物に対してはその再生産の総量を上廻る需要がつねにあって, その価格を「良価」たらしめているというのである。そして, フェルミエにしてもまたメテイエにしても, 自己の存在のそとに土地所有を歴史的前提として見出さねばならないので, 農産物の最初の売手 (vendeur de la première main) によって獲得される「売上価値」は, それによって「前払」の回復, 生産者の維持・再生産とならんで, まず土地所有者の収入＝「純収益」の実現が果されなければならないし, またその限りにおいて, そこに形成される価格は「良価」たるべきものであったのである。土地所有者の収入＝借地料は, さきにも述べた如く, ケネーにあってはフェルミエによって負担さるべき「経費」であったし, そのかぎり, 「生産費」の低下は土地所有者の収入や国王の収入や農村住民の利得を減ずることによってのみ, なされうるところであるということになる。労働者の生活資料の値下りをもたらすという「利益」から, 徒らに「廉価」(bon marché) を主張することは, やがて国王や土地所有者の収入, 住民一般の「利得」, あるいは人口の増加, 国内生産物の増産等々を阻害することになる。⁽²⁴⁾ すなわち, 「純収益」は, 生活資料を超過する「超過生産物」を物質的基礎として, 「売上価値」において当然に実現されねばならないから, 「売上価値」は「基本価格」をこえるものとして形成されねばならず, その「売上価値」を維持するものは, 農業生産物に対してその再生産の総量を上廻ってつねに存在する需要であるというのである。

以上からいえることは, 「純収益」の形成について考えられる機構は二重であるということである。その1は, 土地耕作経費の絶対的なあるいは相対的な節約による「基本価格」の引き下げであり; その2は「基本価格」をこえる「売上価値」の形成である。前者すなわち土地耕作経費の節約は, 絶対的なあるいは相対的な使用価値の増加, したがって「超過生産物」の増大によって, 個別の「基本価格」の引き下げをもたらすことになる。そして後者についてケネーが直接に掲げているところは, 「農業生産物に対する, 購買者の需要がその再生産の総量をつねに上廻っている」ということである。

しかしケネーがここで「購買者の需要が再生産の総量をつねに上廻っている」といっているのは, 生産者による供給の制限を, 販売者側の「独占」を意味しているのではない。⁽²⁵⁾ ケネーの時代は, フランスでは農業革命はまだその緒についたばかりであり, なお十分な農業生産力の展開をみるにはいたっていない。それゆえケネー自身, フランス経済再編の基礎として, 富裕なフェルミエを中心とする「新農法」による農業生産力の発展をのぞみ, その促進につとめたのである。ケネーの意図

註(23) *Second Dialogue*, op. cit., pp. 102-103. 註(5)に引用した箇所にも同じような論点が見られる。

(24) *Hommes*, op. cit., p. 29.

するところはあくまで販売者と購買者の自由競争であり、そして農業生産物に対してつねに需要が存在するということが、そこに「純収益」を実現せしめ所以であるというのである。そして、フェルミエにしても、メテイエにしても、農耕者にとっては、土地所有がその生産の歴史的・前提とされており、したがって農耕者はその出発点において「借地料」を担っているのであるが、現実はその高さを規定するものは、そこに実現される「売上価値」の分割をめぐる土地所有者と農耕者との相互の間の競争であるというべきであろう。

「純収益」は土地所有者によって占有されるが故に、一定の大きさをもった「地代」である。しかしそれは分割に先立って固定的に与えられるものではなく、その分割の仕方こそが、その本質とその量を決定する。しかもその限りにおいて、ここに必然化されるものは土地「所有」による価格の引き上げであるといっている。単に土地あるいは土地に付着する自然力が生産条件として参加しているというのではなく、農耕者がその生産の歴史的・前提として見出す土地「所有」がここでは問題とされているのである。そして、土地が農耕者自身の生活資料以上にそれを超過する生活資料を生み出すという、土地の「豊饒性」がその弁護論の裏付けをする。

「売上価値」の農耕者と土地所有者とへの分割が、あるいは土地生産物の供給を促進したり、あるいは生産の減少をもたらしたりする作用をもつ一方、穀物取引の自由——それは国内のみならず、国際的にも——は「売上価値」を「良価」に実現させるような需給の均衡をつくり出すものとして、ケネーの主張するところであった。

ケネーは、1766年「農業・商業および財政雑誌」6月号に発表した『H氏とN氏との対話』(Dialogue entre Mr. H. et M. N.)——いわゆる「第1対話」——において、「良価」は商業の自由によってのみ確保される⁽²⁶⁾ところである。しかも「一国民の国内商業はその限られた領域以上にはひろがりえない。一国民の生産物が他の商業国民の間におこなわれている価格にたえず参加し⁽²⁷⁾うるのは、外国貿易の完全な自由を媒介とすることによってだけである。」⁽²⁸⁾

「自由競争による通商の効果は相互に交易する異国民間の価格を一定水準に保つことである。」⁽²⁹⁾

註(25) ウレルス(George Weulersse)はケネー『第2対話』の一節、「農業生産物に対する購買者の需要はつねにその再生産の総量を上廻っている」とあるのを引用して、つぎのようにのべている、「この一節から、土地の純収入(revenu net des terres)がいかに形成されるかをきめるものは、農業生産者間の競争が何ほどか欠如しているということであると帰結される。そしてそれがかれの分析から何ほどか逸れるように思われるとしても、ケネーは農業のために、あるいはより正確には土地所有者のために、一種の生来の独占(monopole naturel)の存在を認めざるをえなかったのであろう。かれが農業生産物の購買者間に介在するいわば過度の競争を指摘したことが、それを一層たしかなものとする。」(Weulersse. *Le Mouvement physiocratique en France (de 1756 à 1770.)* Tome I, Paris 1910, p. 272)しかしたとえ土地所有の「独占」を認めざるをえないとしても、あるいはまた土地の独占的な性質を認めざるをえないとしても、そこから直ちに農業生産者間の競争の欠如を帰結するのは当をえないこと、本文にのべたごとくである。

(26) たとえ「購買者の需要が再生産の総量を上廻っている」にせよ、市場価格の成立はその価格において供給される量と、その価格において需要される量との均衡を示すものであること、ここに註するまでもないことであろう。

(27) *Dialogue entre Mr. H. et M. N.* Journal de l'Agriculture……, Juin 1766, pp. 103-104.

(28) *ibid.*, p. 165.

(29) *ibid.*, p. 92.

「国民は良価で売り良価で買う以外には、富裕になり、国土の耕作を保障しえない。ところで国民はこの良価を外国貿易における自由競争、すなわちこの国に数多い国内および外国の転売貿易商人 (Négocians revendeurs) の自由競争によってのみ、得ることができるのである。これら商人はそれによってかれらの報酬 (rétribution) を引き下げ、またそれによって他国民でおこなわれている価格の交流を確実にする。販売および購買においてできるかぎりの最良価を得るのは、商業経費の節約と、他国民との価格の交流という二重の利益によるのである。⁽³⁰⁾

このような見解の披瀝はなお多く、またその他の著述のなかにもそれを見出すことができる。そしてコルベールティスムによってすすめられた穀物外国貿易の禁止、また諸地方間の穀物取引の禁止、小麦畑の葡萄畑への作付転換、大麻・亜麻・桑等の工芸作物の作付奨励に対して、フィジオクラートが提唱した穀物取引の自由は、1763年5月国内における穀物取引の自由、また1764年7月外国への穀物輸出および外国からの穀物輸入の自由(但し小麦価格1セティエ30リーヴルをこえた時は輸出停止)の法令となって実を結んだ。しかしこの措置は、その法令が前文に、穀物の販路拡大、穀価の上昇、小麦耕作の奨励をその目的として掲げるところであったとはいえ、それに伴って惹起された穀価の急騰⁽³¹⁾はかえって穀物商人の買占め、独占、退蔵を刺戟し、穀価の地域的偏差を拡大する結果を伴ったことが、指摘されているのである。

この点に関して注意を促がさなければならぬと思われる点は、ケネーは商業本来の機能と現実の商人の商業活動とを明確に区別しているということである。いま再び『H氏とN氏との〔第1〕対話』によって、更にその論点を辿ってみれば、つぎのようになるであろう。

「商業の自由競争による交流と、商業それ自体とは、慎重に区別されねばならない。この二者は全く別のものである。排他的特権乃至はその他の有害な諸原因は国民の利益に反して自由競争を妨げることもあるが、商業そのものを妨げるものではない。国民の一人一人はこれらの妨害とはきりはなせない損失を耐え忍んでいるが、これらの妨害は商業のせいとすることはできないし、商業そ

註(30) *ibid.*, pp. 97-98.

(31) ラブルース (C.E. Labrousse) によれば、1763年14.88リーヴルであった穀物価格は、1764年15.63リーヴル、1765年17.42リーヴル、1766年20.71リーヴル、1767年22.36リーヴル、1768年24.21リーヴル、1769年24.01リーヴル、1770年29.38リーヴル、1771年28.34リーヴルとなっている。(C.-E. Labrousse, *Esquisse du mouvement des prix et des revenus en France au XVIII^e siècle*, Paris 1933, tome 1, p. 104.) [因みに、ケネーが『穀物論』(1757)において、国内消費の増大、穀物取引の自由の確立という前提のもとに、計算の基礎とした小麦価格は1セティエ当り18リーヴルであった。そして『経済表』(1758-59)も、大農法の一層の普及を前提として、上述の小麦価格を踏襲しているものと考えられる。] 穀価の急騰を契機としてひきおこされた、穀物取引の自由をめぐる論争 Cl.-J. Herbert, *Essai sur la Police générale des grains, sur leurs prix et sur les effets de l'agriculture*, 1757. J. G. Montaudouin de la Touche, *Pupplément à l'Essai sur la Police générale des grains*, 1755およびそれをめぐる論争を先駆として、60年代後半の穀価急騰に直面して、Ferdinando Galiani, *Dialogues sur le commerce des bleds*, 1769. André Morellet, *Réfutation de l'œuvre qui a pour titre Dialogues sur le commerce des bleds*, 1770. Denis Diderot, *Apologie pour Galiani*, 1770) については別に考察されねばならない。そして穀価の騰貴とともに地代も上昇し、その上昇率は穀価のそれを上廻ったとされる (G. Lefebvre, *Etudes sur la Revolution Française*, Paris 1954, p. 163) のであるが、このような関係が現実「大農法」の普及、農業生産力の向上にどのように作用したかは、また別に考察されねばならない。

れ自身でそれから免れることもできない。それが密輸とよばれる独占商業のためである場合は別であるにしても。」⁽³²⁾

すなわち、商業はそれがつねに自由競争のもとにおかれるとはかぎらないので、それが独占の特権をもつ諸団体によって把握されることもあるのである。「自由によって、安全によって、免税によって、それに与えることのできるあらゆる便宜によって優遇さるべきは、商人の特殊団体ではなくして、商業それ自体である。輸入禁止、排他的特権、たとえ世界商人共和国に所属していようと、自称国民的貿易商人に同調する、この種のいわゆる便宜なるものは、交易仲介人のうちの若干の商社に法外な利潤を確保せしめる。しかし農業を繁栄させることのできるものは自由商業 (Commerce libre)⁽³³⁾ 以外にないし、また諸国の繁栄を確保することのできるものは農業以外にない。」

このような関係のもとでは、国民の利益と商人の利益とは相反することになるといわざるをえない。「商業の自由競争のもとで、国民は自分の利益に逆ってまで自国の転売商人にも、また同じように他国の転売商人にも恵みを与えるべきではない。国民が交換によって手に入れたと思うもののできる限り最大量に獲得するために、国民は販売および購買においてできる限りの良価のみを望み求むべきである。それが、国民がその商業に要請しうる最大の利益である。何故ならば、国民が人々の享楽に役立つものを増加すること益々大なればなるほど、これらのものが人々を存続せしめることも益々大となりうるからである。反対に、国民がその商業の競争を阻害して、転売商人の財産を太らせるようにつとめるならば、国民にその富や人口を減少させることになる。何故ならば、かれらの財産は唯に支出のみならず、主権者、土地所有者および十分の一税徴収者の収入の掠奪 (déprestation) から成るものであるからである。これらの支出は他のすべての住民の利益となる。これらの収入は自由に使うことのできるか有用な人々および労働を増加する可処分富であって、それを道路や運河を建設し、河川を航行可能にするために使用することが一層多ければ多い程、王国内いたるところで、商業経費を節約することによって、年々の富は益々増大するにいたるのである。」⁽³⁴⁾

しかも商人はたとえ一方において利得を得たにしても、それは他方における損失によってまかなわれているのである。「まことに、すべての国民はかれらの間におこなわれている商業において一方は他方によって儲けたと信じている。しかしそれは、儲けただけ損をしているので、全体としては零に帰すると考える以外に理解のしようがない。多分この都合のいい先入観から、人々は、かれらが自国の商人に支払っている利得を自分のものと思ひこむのであって、また商人は排他的特権を獲得するために、この幻想に組するのである。この特権は交換仲介人の利潤を殖すための、またいづれも売ることができるだけしか買うことができない諸国民相互間の商業にとってもっとも有利な

註(32) *Dialogue entre Mr. H. et M. N.*, op. cit., p. 92.

(33) *ibid.*, pp. 85-86.

(34) *ibid.*, pp. 93-94.

秩序に反すると同時に、破滅的でありまた不条理でもある抗争を諸国家間に惹き起させるための、もっとも確実な手段でもある。しかし商業仲介人の排他的な独自の利益がほとんどすべての人々にもたらした観念の混乱のなかで、人々は、一方の販売および購買は他方の購買および販売であり、諸国民の利益は諸国民がその間でおこなう商業においては相互に平等に償い合っているのであり、そしてその商業戦争は、諸国民の相互の交易にはつねに有害な、その商人の独自の利益だけを対象としているにすぎないというようなことは、⁽³⁵⁾ 考えてはいないのである。」

かくて、「もしも諸国民がその商業においてお互いに何らかの損害を蒙るとするならば、それはかれらが、その商人と一緒に、その商業活動において思い違い (méprises) をしているということによる以外のものではありえない。何故ならば、自然的秩序のうちに維持された諸国民の本来の商業は双方に等しく有利なものであるからである。⁽³⁶⁾」

ここに、ケネーの商業に対する理解の仕方、および現実の商業活動に対する態度は、もはや何の疑いも容れぬところであろう。これらを通じて、自由貿易論者 (free-trader) としての側面におけるケネーを規定するならば、「開明地主的 free-trader」というべきであって、「地主的・商人的 free-trader」と規定することには些か躊躇をせざるをえない。かれが支持する基盤は、すでに明らかになごとく、不在地主を含む土地所有者一般ではないし、また排他的特権を志向する商人層でもないからである。

[1981年7月10日稿]

(名誉教授)

註(35) *ibid.*, pp. 66-67. この箇所、Du Pont 版では海洋航行による輸送という全く別の問題が論じられている。(Du Pont, *op. cit.*, p. 64.)

(36) *Dialogue entre Mr. H. et. M. N.*, *op. cit.*, pp. 84-85.